

経済産業省

輸出注意事項 22 第 33 号
平成 22・09・27 貿局第 1 号
平成 22 年 10 月 7 日

輸出貿易管理令別表第 1 の 2 の項（12）に掲げる貨物の輸出許可等に係る事前同意について次のように制定する。

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

輸出貿易管理令別表第 1 の 2 の項（12）に掲げる貨物の輸出許可等に係る事前同意について

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。以下、「輸出令」という。）別表第 1 の 2 の項（12）に掲げる貨物の輸出又は外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号。以下、「外為令」という。）別表の 2 の項（2）に掲げる技術の提供にあつては、貨物を輸出先の貨物を設置した場所から再移転した際に使用のための認証（パスワードの入力等）が必要となる移設検知装置（以下、「移設検知装置」という。）を搭載した状態で輸出される場合の取扱いを下記のように定め、平成 22 年 10 月 18 日から実施する。

なお、本件の実施に伴い、「輸出貿易管理令別表第 1 の 2 の項（12）1 に掲げる貨物の輸出許可等に係る事前同意について（お知らせ）（平成 21 年 11 月 20 日付け平成 21・11・13 貿局第 3 号）」は、平成 22 年 10 月 17 日限り、廃止する。

記

輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物の輸出は以下の(1)、(3)及び(4)の要件が、外為令別表の2の項(2)に掲げる技術の提供については以下の(2)、(3)及び(4)の要件が満たされている場合には、輸出許可申請又は役務取引許可申請に際して、「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(平成4年7月31日付け4貿局第283号。以下、「大量破壊兵器通達」という。)別記4の1A(1)「需要者等の誓約書」の誓約書提出にあたって、同④については、「輸出先の国内における再移転であって所有権・使用权の移転を伴わない再移転の場合に限り、貨物の輸出者又は技術の提供者の事前同意を得る手続きを行う対象としない」旨を記載した誓約書を、許可申請の添付書類として提出することができる。

- (1) 輸出令別表第1の2の項(12)に該当する貨物が移設検知装置を搭載した状態で輸出されること。
- (2) 外為令別表の2の項(2)に掲げる技術のうち使用プログラムの提供であって、移設検知装置とセットで当該プログラムが提供されること。
- (3) 輸出許可申請又は役務取引許可申請時に当該貨物の製造者から次の事項を内容とする確認書を入手し、経済産業省に対して提出していること。
 - ① 移設検知装置が、別工場への移設、同一工場敷地内の別建屋への移設、同一建屋内の別フロアへの移設など、当初貨物が設置されているフロア外への移設を確実に検知して貨物の使用ができなくなることを当該貨物の製造者が保証したものであること。
 - ② 貨物の使用のための認証(パスワードの入力等)は当該貨物の製造者が管理し、輸出者又は提供者(以下、「輸出者等」という。)の了承なく他の者には教えないこと。
 - ③ ②に該当する認証(パスワードの入力等)の要求があったとき、当該貨物の製造者は、直ちに、輸出者等の事前同意を得ること。
- (4) 輸出者等が、当該貨物の製造者から(3)③の事前同意を求められたときに、需要者等が大量破壊兵器通達別記4の1A(1)「需要者等の誓約書」③に規定されている誓約事項に違反していないか否かを確認する旨誓約していること。